

# RENAISSANCE

ルネサンス  
2003.8

事務所報を通して、多くの方々と語り合い  
皆様と共にさらに充実した事務所を目指して

暑中お見舞い  
申し上げます



弁護士法人 愛知総合法律事務所

弁護士 上野 精  
弁護士 村上 文男  
弁護士 元松 茂  
弁護士 森 亮爾  
弁護士 西山 一博  
弁護士 筒井 美佐  
弁護士 山田 亮治  
社会保険  
労務士 三重 英則

〒460-0002 名古屋市内区丸の内三丁目15番15号  
ダイアパレス丸の内2階201号

TEL.052-971-5277 FAX.052-971-7876

<http://www.aichisogo.or.jp> E-mail [home@aichisogo.or.jp](mailto:home@aichisogo.or.jp)

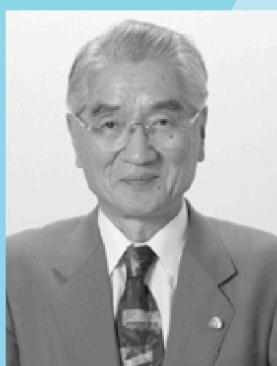


この事務所報は再生紙を使用しております。

古紙100%再生紙

# 下天は夢か

弁護士 上野 精



「人間五十年、下天のうちをくらぶれば夢幻のぞくなりひとたびせいをうけて滅せぬものあるべきか」こんだとうつ幸若舞い敦盛の一節である。れはご存じ織田信長が折に触れ口づさんだとつう幸若舞い敦盛の一節である。信長没後約四百二十年いまや人生八十年時代、所謂高齢化社会に入り、六十歳定年から六十五歳定年と揺れ動いている社会情勢の中で、人生設計の在り方が厳しく問われる時代になった。

ちなみに、国連では、六十五歳以上の人口の割合が七%以上の社会を高齢化社会、十四%を超えた社会を高齢社会と定義しているところ、我が国の場合六十五歳以上の人口が全人口に占める割合を計算すると、十七・五%（一〇〇〇年度国勢調査による。）になるので、

国連の定義にしたがえば、まさに高齢社会と呼ぶべき状況にある。

このような社会情勢の変化の中で、我が国の高齢者福祉対策も、第二次世界大戦後、昭和二年に制定された生

活保護法に象徴される生活困窮高齢者の生活保障を行つ救貧対策を中心とするものから、高齢者の福祉を視野に入れた同三八年制定の老人福祉法、同五七年制定の老人保健法を経て、平成に

入り所謂「ゴールドプラン」（高齢者保健福祉推進十力年戦略）等が相次いで打ち出され、活力ある高齢者像の構築、同じく尊厳の確保と自立の支援、支え合つ地域社会の形成、利用者から信頼される介護サービスの確立が政策目標とされるに至り、平成十一年四月施

行の介護保険法により福祉サービスの利用が、「措置」から「契約」へ移行するという大きな変化がもたらされた。また、この間国民の生活の維持、確保のための制度の一環として、年金保険、医療保険、労働者災害補償保険、雇用保険の各分野において制度の整備が図られ、とりわけ国民皆年金体制の実現を意図して、昭和二六年に発足した国民年金が、昭和六十年の年金改革において、全国民共通の基礎年金制度の上に、厚生年金や共済年金を上乗せするといつて、所謂「二階建て」の体系に公的年金制度として再編統一されたことは、我が国の社会保障制度の上で特筆すべき事柄であろう。

勿論戦後五十有余年我が国社会の変化は、右に記述するのではなく、高度経済成長とその崩壊に伴う価値観の多様化、企業の海外進出に伴つ「光と陰」現象等々枚挙に遑（じとま）がな

い。このような社会状況の変化の中で、多様化する市民の法的需要に応え、専門化した多様な法的サービスを安定的に供給することを可能にし、かつ、利用面での利便性を高めるためには、是非とも必要と言つことだ、ご案内のように当事務所は昨年四月弁護士法人と

して新たなスタートを切った。以来一年余、弁護士、事務職員それぞれの専門領域におけるスキルアップもさることながら、クライアントの要望に応えるものとして、各種保険・年金相談、人事労務管理など三重社会保険労務士の活躍には瞠目すべきものがある。

かねて、高齢化、経済停滞、グローバル化と変化しつつある社会におけるこれからの市民法律事務所の在り方として、弁護士のみならず社会保険労務士、弁理士、税理士、行政書士、司法書士など所謂周辺「十業」を包摂した事務所が望ましいと感じていたところであるが、法人化によりハード面が整備された現在、聞くところによると、事務職員の少なからぬメンバーが「士業」を目指し勉強中のこと、これも「三重効果」の一つと言えようか。まことに頼もしい限りである。

ともあれ、「人生は巡り会ひであり、その巡り会ひには一定の限られた人しか招かれていない」とか。そう考えれば、限られた人生の中で当事務所での皆さんとの出会いはまさに貴重なもの。これを生かし、お互い公私ともに悔いのない生き方を目指したいものである。

# 社会保険労務士業

弁護士 村上 文男



## 一 弁護士法人設立一周年で思う

うれしい

### 1 方向、前進

弁護士法人愛知総合法律事務所を設立したのが平成一四年四月でしたから、一年余りがあつた間に過ぎ去ったところのが実感です。未だ運用等については試行錯誤状態ですが、確実に法人化路線をまっしづらに走っているといえます。ぼんやりとした方向性を持つて前進しているものの、明確な形はありません。但し、良い方向に向かっていふところの確信はあります。今後は弁護士法人愛知総合法律事務所の方向性を明確にするための討議が必要と考えています。弁護士・弁護士会に市民から期待されている使命を弁護士法人としてどう果たしていくかと云ふことです。

### 2 弁護士任官等

例えば、現在弁護士会では弁護士から裁判官になる制度（弁護士任官）を強力に推進してますが、当弁護士法人でも、この弁護士任官制度をバックアップしていきだと考えています。また、弁護士法人で訓練した若手弁護士を弁護士過疎地の公設事務所へ派遣

するとはできないだろつか。もつと進んで弁護士過疎地域に当弁護士法人の出張所を出せないだろつか、都市型公設事務所が設立された場合に当弁護士法人の社員弁護士をそこへ派遣するはどうだらうか等、夢は広がります。何はどうあれ弁護士法人を設立したのですから、弁護士法人制度を十分に活用した方策を考えていけばだと常に考えていたのですが、日常の雑務に忙殺されて、ターゲットが決まりません。トニー、二年の間にしつかり議論して決めていかなければならぬと考えてごます。

## 二 社会保険労務士業

1 弁護士法人を設立した時も他業種の事業との連携を視野に入れていましたが、弁護士法人設立から半年で優秀な社会保険労務士が入所してくれて、予想外のスピードで社会保険労務士業が事務所の業務の一部になりつつあります。この秋にはさむに一名の社会保険労務士が誕生する予定です。

### 2 社会保険労務士業との連携

弁護士法人の顧問先から法律相談を受けることがあります。電話相談で

すむ」とも少なくありません。顧問先にどうして気軽に何でも電話で相談できよう。毎月顔を合わせる顧問先もないわけではありませんが、それほどのことはどうだらうか等、夢は広がります。何はどうあれ弁護士法人を設立したのですから、弁護士法人制度を十分に活用した方策を考えていけばだと常に考えていたのですが、日常の雑務に忙殺されて、ターゲットが決まりません。トニー、二年の間にしつかり議論して決めていかなければならぬと考えてごます。

その点、社会保険労務士の場合、一ヶ月の内に一回以上顧問先と接触します。顧問先にとって、その時に種々の相談が気軽に、直接会つてできることが大きなメリットのようです。種々の相談の中には当然法律相談も少なくないのですが、法律事務所が社会保険労務士業もしているとなると、顧問先にとっては大きなメリットです。法律事務所にとっても、顧問先と毎月接觸できる機会となり、それだけ濃密な関係を維持することとなり、満足なサービスの提供ができることになります。社会保険労務士業は弁護士法人に対して顧問先へのサービスの提供のあり方を考えさせる契機ともなります。今後も当弁護士法人は依頼者への良好なサービスを提供するとの視点からも社会保険労務士業分野をさらに充実させていきたくと考えております。



新たな「刺客」として  
～皆様と弁護士とのパイプ役～

社会保険労務士  
三重英則

社会保険労務士の取り扱う主な法律

全部で53の法律を手がけます。

- 平成一四年九月一日を持ちまして、私、事務職員の三重英則は、開業社会保険労務士として登録を行いましたことをご報告致します。

さて、「社会保険労務士」と聞いても、どの法律を扱い、どのような仕事ができるのか、皆様には少々不明な点があると思います。そこで、業務内容を簡単にご説明致します。

一、先ず、社会保険労務士制度は、企業の需要に応え、労働社会保険関係の法令に精通し、適切な労務管理その他労働社会保険に関する指導を行い得る専門家の制度です。この制度は、労働・社会保険に関する法令の円滑な実施を図り、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上を目的とした社会保険労務士法（昭和四三年六月三日法律第八九号）により定められています。

社会保険労務士とは、社会保険労務士法に基づき、毎年一回、厚生労働大臣が実施する社会保険労務士試験に合格し、かつ、二年以上の実務経験のある者で、全国社会保険労務士会連合会に備える社会保険労務士名簿に登録された者をいいます（平成一五年二月末日現在、社会保険労務士は全国で二万七二七八人います。）。

二、この資格の名前に由来するように、「社会保険関係」と「労務関係」が中心となる法律及び業務を主に取扱います。

社会保険関係は、企業に就職すると原則加入しなければならない健康保険、介護保険（40歳以上65歳未満）及び厚生年金保険（70歳未満）、そして主に個人事業主が加入する国民健康保険と国民年金の各法律相談及び手続きを行います。身近な手続きは、毎年夏頃に行う社会保険標準報酬月額改定手続き、健康保険の資格取得手続きや被扶養者の加入手続き、パートの取り扱いの判断等です。

労務関係は、労働基準法、労災保険法や雇用保険法、労働安全衛生法などの労働関係の法律、事務手続きを扱います。入退社時の雇用保険の手続きや就業規則の作成、解雇の問題、労働保険年度更新等の手続きなどがイメージしやすいでしょうか。

また、労働基準監督署や社会保険事務所

  - 最低賃金法
  - 障害者の雇用の促進等に関する法律
  - 労働保険の保険料の徴収等に関する法律
  - 労働保険年度更新手続、事業主の労災保険特別加入手続等
  - 派遣事業者の雇用の安定等に関する法律
  - 労働安全衛生法
  - 賃金の支払の確保等に関する法律
  - 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の業務条件の設備等に関する法律  
(派遣事業の認可申請)
  - 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律  
(各種助成金)
  - 育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者福祉に関する法律
  - 雇用の分野における男女の平等な機会及び待遇の確保に関する法律  
(いわゆるセクハラ問題)
  - 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律  
(個別労働関係紛争処理)
  - 健康保険法  
(取得喪失手続、出産一時金や傷病手当金の手続等)
  - 厚生年金保険法  
(年金裁定手続、在職老齢年金の相談等)
  - 国民健康保険法
  - 国民年金法
  - 老人保健法
  - 介護保険法  
(介護認定の手続やデイサービス等の紹介)
  - 行政不服審査法

からの呼び出しや総合調査として出頭命令を経験された企業もあると思いますが、その調査・立合を事業主の方々の代理人として対応致します。

更に、社労士法が改正され、平成一五年四月より、社労士も訴訟外紛争処理（ADR）のあっせん代理業務が行えるようになりました。特に個別労働関係紛争の代理業務は、今後の大切な業務になると考えております。

この他に、助成金の手続き代行、給料計算、年末調整まで業務として引き受けており、現在、既にお手伝いさせて頂いてる企業もあります。

そして、更に一步踏み込んで、従業員採用計画や年俸制や新給与体系の構築、現在の給料が適正か否かの示唆、パート等の労働保険・社会保険未加入の適正判断、労働時間（残業時間管理も含む。）管理や年次有給休暇の管理もお手伝い致します（パートにも年次有給休暇の請求権は認められています。）。

三、これらを見るとお判りかのとおり、私は企業の「人」に関する一切の業務を取り扱うのです。企業にとって人は「人財」と呼ばれ、会社の大切な財産の一つです。しかし、人に関する手続きや諸問題は複雑で多岐にわたり、手間と時間がかかるもので

す

特に、「解雇」の問題は、非常に難しい

問題であり、訴訟にまで発展するケースが近年目立ちます（既に、労働基準法の解雇条文の改正法案が通過し、より解雇の基準が厳しくなるようです。）。

人にに関する、先に述べた業務を一手に引き受け、更に、現状抱えている、又は起つると考えられる「人」に関する企業の問題点を見極め、それを解決するための情報提供、改善提案等の「コンサルティングを行っております。

考えてみてください。利益を生まない部門は、複数の社員を投入するのではなく、一人の専門家に任せ、会社は本来業務に専念し、この厳しい状況を乗り越えるために力を注ぐべきではないでしょうか？

その為に、私は、皆様の会社の社員の一になつた気持ちで依頼を受けた業務に取り組み、かつ、弁護士法人愛知総合法律事務所の事務員として、皆様と弁護士とのパイプ役として、皆様の所へ出向いて業務を遂行する刺客者（資格者）として、新たな形でお役に立てるものと信じております。今後とも、どうぞ、宜しくお願い申し上げます。

（ホームページでも紹介いたしました）



## 改正情報 社会保険料率及び算定基礎、賞与の手続の注意

一、今年の4月から社会保険（健康保険並びに厚生年金保険）の保険料率が改正され、毎月の保険料と賞与の保険料が同じ料率となりました（総報酬制度）。

そして、毎年8月に社会保険標準報酬月額改定手続き（保険料の見直し）を行っておりましたが、今年から7月に行われることになり、時期が一ヶ月早くなります。

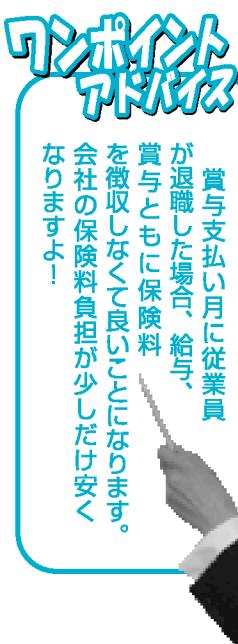
また、賞与支払報告書が、従来、支給総額一括で記載しておりましたが、今年から各個人別に算定し記載することとなります。両方ともに従来と書き並びに記載方法が異なりますので、1) 注意ください。

二、賞与の支払報告書を提出すると、提出した日によって保険料の引き落とされる日が決まります。今回の総報酬制導入の結果、つかつに提出してしまふと二ヶ月相当分の社会保険料が一気に引き落とされてしまいます。これも1) 注意下さい。

（1)のようなことや、アドバイスいたしますので、お気軽にお尋ねください。

賞与支払い日に従業員が退職した場合、給与、賞与とともに保険料を徴収しなくて良いことになります。

会社の保険料負担が少しだけ安くなりますよ~



# Q&A

## 少年事件の 被害者の権利

弁護士 森 亮 爾



**Q 私の息子は、先日、数名の見知らぬ少年から暴行を受け、死亡しました。私は、事件のことが知りたいのですが、少年審判手続において、被害者側にはどのような権利があるのでしょうか。**

**A** 少年審判手続における被害者の権利としては、大きく分けて、①少年審判記録の閲覧謄写権、②被害に対する心情等についての意見陳述権、③少年審判の要旨の通知を受ける権利があります。

**Q 少年審判記録の閲覧謄写権について教えてください。**

**A** 閲覧謄写ができるのは、①被害者本人、②被害者の法定代理人（未成年者の父及び母等）、③被害者が死亡した場合またはその心身に重大な故障がある場合には、配偶者、直系の親族、兄弟姉妹、④①から③までの者から委託を受けた弁護士です。

閲覧謄写ができる時期は、家庭裁判所により審判が開始する旨の決定がなされてから、終局決定（少年院送致、保護観察等）が確定した後3年が経過するまでです。

閲覧謄写ができる場合は、損害賠償請求権の行使のために必要があると認められる場合等正当な理由がある場合で、かつ、少年の健全な育成に対する影響、事件の性質、調査または審判の状況等を考慮して相当と認められるときです。

閲覧謄写ができる少年審判記録の範囲は、当該事件の非行事実（犯行の動機、態様及び結果その他の当該犯罪に密接に関連する重要な事実を含みます。）に係る部分に限られます。

閲覧謄写をした者は、閲覧謄写により知り得た少年の氏名その他の少年の身上に関する事項を漏らしてはならず、かつ、閲覧により知り得た事実をみだりに用いて、少年の健全な育成を妨げ、関係人の名誉もしくは生活の平穏を害し、または審判に支障を生じさせる行為をしてはなりません。（以上、少年法5条の2）

**Q 意見陳述権について教えてください。**

**A** 少年審判が、被害者等の心情や意見をも踏まえて行なわれることを明確化し、少年審判に対する被害者等や国民の信頼を確保するため、及び、少年に被害者等の心情や意見を認識する機会を与え、少年の反省を深めるために、平成12年の少年法改正により設けられました。

意見陳述ができる人は、被害者本人、被害者の法定代理人、被害者が死亡した場合の配偶者、直系の親族、兄弟姉妹です。

意見陳述を行なうためには、家庭裁判所に対し、その申出を行なうことが必要です。（以上、少年法9条の2）

**Q 少年審判の要旨の通知を受ける権利について教えてください。**

**A** 通知を求め、受領することができる人は、少年審判記録の閲覧謄写ができる者と同じです。

通知を求めることができる時期は、始期については法律に特段の定めはなく、終期は、終局決定が確定した後3年が経過するまでです。

通知がなされる内容は、①少年及びその法定代理人の氏名及び住居、②決定の年月日、主文及び理由の要旨です。少年の健全な育成を妨げるおそれがあり相当でないと認められる場合には、通知がなされません。

通知を受けるためには、家庭裁判所に対し、その申出を行なうことが必要です。

通知を受けた者が守らなければならない事項は、少年審判記録の閲覧謄写をした者と同じです。（以上、少年法31条の2）

# 「愛知淑徳大学へ 非常勤講師として」

本年4月から、愛知淑徳大学の非常勤講師として、1週間に1コマ講義を行っています。科目は、民法です。

高度な理論を説明しろ、と言われても学者の先生のような高尚な講義はできません。そこで、(最近流行の「行列のできる」なんとか、というような番組をイメージして)身近に起きる題材をもとに民法を説明する形式で行っています。法律だけでは決まらない実際の結末なども説明しています。講義を通じて「現代社会において法律がどう関わっているのか」を感じ取ってくれれば、と思っています。

弁護士 西山 一博



学生は、意外と真面目です。私自身が真面目な学生でなかったので、始める前は「私語や寝ている学生が多いだろう」「教室に行ったら学生が一人しかいなかったりして…(1対1で講義をするのは辛いから、どうせなら全員欠席の方がましだな)」と心配していたのですが、意外とそうでもなく、出席率も高いです。日本の学生の授業態度に関しては、いろいろ取り沙汰されていますが、「捨てたもんじゃない」という感じです。

## 新人事務局紹介

「LOVE&PEACEJ」

「Eat to live,  
not live to eat.」



林 基未



塙本 浩介

「たたかれて、たたかれて、強くなる  
叱られて、叱られて、賢くなる  
笑われて、笑われて、偉くなる。」

「笑う門には福来たる」



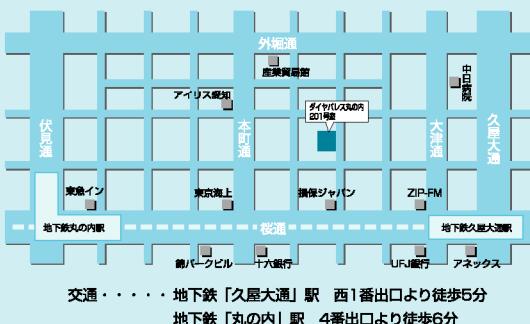
原田 聰



葛山 享子

## 事務所のご案内

弁護士法人  
愛知総合法律事務所



## 事務所業務のご案内

相談日・・・月曜日～金曜日（土・日祝日は休業）  
受付時間・・・午前9時30分～午後6時  
相談料・・・30分料金 5,000円（消費税別途）

ご相談・ご来訪の際は予めお電話にてご予約の上お越し下さい。

**TEL.052-971-5277 (代表)**  
**FAX.052-971-7876**

<http://www.aichisogo.or.jp>  
E-mail home@aichisogo.or.jp

## 編集後記

弁護士 筒井 美佐

# AFTERWORD

暑中お見舞い申し上げます。日々覚え直したり、本を読んだりする焼け(シミ・シワ・タルニ)の原因は嫌だし暑さにも弱い(寒さにはもっと弱い)ので、夏はもっぱらインドア派です(サーフィンを始めたいところ野望もありますが...)。エアコンの効いた室内で楽しめる趣味をと思い、子供の頃に少しかじった囲碁(自称初段)を始めることがありました。暇な時に定石を

それはともかく、三重さん、社労士開業登録おめでとう。クールな外見を裏切ってダジャレ好きな三重社労士のますますの活躍を期待しています。



# アメリカ研修旅行記



弁護士  
山田 亮治



今年の一月廿九日から一月二十九日まで、事務所研修旅行として、私、西山弁護士、男性事務局らと、アメリカのロサンゼルス（LA）、ラスベガスに行きました。

日本では、司法制度改革が急ピッチで実現に向かっています。この司法制度改革においては、市民の司法参加の観点から、刑罰の重大事件について市民が裁判官と協働し、裁判の内容に主体的・実質的に関与する「刑事裁判員制度」が提言されています。そして、市民の司法への参加が最も進んでいるのはアメリカであり、その陪審制度が参考になります。

今回の事務所旅行は研修が主たる目的であるため、旅行のメインイベン

トは、カリフォルニア州裁判所(California State Court)の刑事裁判の傍聴です。

我々が傍聴した事件は、誘拐、強姦、強制わいせつの否認事件であり、当田は、検察官及び弁護人からの最終弁論(Closing argument)が行われてい

ました。

最終弁護士は、正式事実審理(trial)における証拠調べが集結した段階で、検察官と弁護人が、陪審員または裁判所に対して行う総括的な弁論をしています。まず、検察側が陳述を開始します。

我が国の刑事裁判における手続

きがありますが、相手は裁判官であるため、口頭に於ける弁論よりか、おこり、書面の作成に重点を置かれがちです。陪審員制度における弁護人、検察官は、じただけ陪審員にわかつや

よく説明する「ヒギ」があるが、ヒグの

能力が問われる」となります。

この裁判傍聴は、私の拙い英語力で

は聞き取れない点や、理解できない点

も多かったのですが、昨年一年間アメリカに留学し当事務所の中では卓越した英語力を身につけ、アメリカの司法制度を学んだ西山弁護士(洋食好き)が、すなわち、有罪判決を下すためには、「疑うの可能性(possibly doubt)」ではなく、「合理的な疑い(doubt)」ではないかと、合理的な疑いがないときは「状況証拠(circumstantial evidence)」や「直接証拠(direct evidence)」同様に証拠力があるとするところを、16人の陪審員(12人が正規な陪審員で残りは予備の陪審員)に説明してもらつた。

また、検察官はあらかじめ用意していた大きな紙に書かれた図表を使用して、各証人の証言の比較を説明するなど、創意工夫をこなしながら、語りかねるところをわかりやすく説明していました。

大変有意義な研修旅行でした。



裁判所前にて